SDGs未来都市
こおりやま

令和５(2023)年度
社会福祉法人等指導監査説明資料

郡山市　保健福祉総務課　福祉監査室

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS
SDGs未来都市
こおりやま

目次

1．　社会福祉法人等指導監査について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-7

2．　昨年度の社会福祉法人指導監査における主な指摘事項・・・・・・・・・・・・・・・ 8-21

3．　財務諸表等電子開示システムによる届出について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

4．　新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえた理事会・評議員会の開催について・・ 23

5．　新型コロナウイルス感染症の予防及び感染拡大防止のための取組みについて　・・・ 24-26

6．　社会福祉施設等における業務継続計画（ＢＣＰ）の策定について　・・・・・・・・・ 27-28

7．　社会福祉連携推進法人制度について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29-30

8．　その他（各種情報）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31-33

1. 社会福祉法人等指導監査について

(1) 監査対象及び周期について

① 社会福祉法人

社会福祉法改正後、平成29(2017)～30(2018)年度の２年間で全ての法人に対する指導監査が一巡したことにより、その結果を踏まえ、要件を満たすと考えられる法人については、令和元(2019)年度から周期を3年に1回とした。

●社会福祉法人指導監査実施要綱　3　一般監査の実施の周期

(1) 毎年度法人から提出される報告書類により法人の運営状況を確認するとともに、前回の指導監査の状況を勘案し、以下の事項を満たす法人に対する通常監査の実施の周期については、3年に1回とする。

ア　法人の運営について、法令及び通知等（法人に係るものに限る。）に照らし、特に大きな問題が認められないこと。

イ　法人が経営する施設及び法人の行う事業について、施設基準、運営費並びに報酬の請求等に関する大きな問題が特に認められないこと。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS
SDGs未来都市
こおりやま

②社会福祉施設等

- 老人福祉施設については、原則3年に1回　※令和4(2022)年度から
- 保護施設及び障害者支援施設については、適正な施設運営がおおむね確保されていると認められる施設については3年に1回
- 法人同様、新設施設については3年間継続
- 保育所等は毎年

(2) 実施予定法人

- 令和4(2022)年度までの法人指導監査で、要件を満たしていると判断した法人（8法人抜粋）
- 継続指導が必要と思われる法人
- 新設の法人（新設時から3年間は毎年継続）

<u>合計10法人</u>

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS
SDGs未来都市
こおりやま

(3) 実施予定施設等

・保護施設　1施設

・老人福祉施設　　14施設

・障害者支援施設　1施設

・児童福祉施設等 87施設（うち新設3）

※令和3(2021)年度から、公立保育所（25施設）についても実施

<u>合計103施設</u>

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS
SDGs未来都市
こおりやま

2. 昨年度の社会福祉法人指導監査における主な指摘事項

(1) 定款について

(2) 評議員及び役員（理事・監事）の選任手続きについて

(3) 理事会・評議員会の招集手続きについて

(4) 評議員会・理事会の議事録について

(5) 理事長の職務の執行状況の報告について

(6) 社会福祉法人会計基準省令に基づいた会計処理について

(7) 経理規程に基づいた契約事務について

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS
SDGs未来都市
こおりやま

(1) 定款について

定款については、法令等に従い必要事項を記載すること。

また、定款の変更については、所定の手続きを経て行うこと。

≪昨年度の主な指摘事項≫

① 定款に記載された基本財産の内容が登記簿の内容と相違しているため訂正すること。

② 定款の変更について、評議員会の承認を受けているが、所轄庁の認可を受けていないので、速やかに定款変更認可申請を行うこと。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS
SDGs未来都市
こおりやま

(2) 評議員及び役員（理事・監事）の選任手続きについて

① 評議員の選任について

・評議員の選任は定款の定めにより、「評議員選任・解任委員会」において行うこと。

・理事会では、「評議員候補者の推薦の提案」や「評議員の解任の提案」を行うこと。

※国の通知に基づき適切に手続きを行うこと。

「評議員改選(評議員選任・解任委員会の開催時期の取扱い等)に係る留意事項について」

(令和3(2021)年１月27日付け厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡)

② 役員（理事・監事）の選任について

・評議員会の有効な決議により選任すること（各候補者ごとに決議を行うこと）。

・理事会にて候補者推薦議案の承認を得てから、評議員会へ議案を提出すること。

・監事の選任議案については、現任監事の過半数の同意を得てから評議員会へ議案を提出すること。

③ 役員（理事・監事）の就任承諾書の徴取について

・評議員会での承認後又は理事会での候補者推薦案の承認後に徴取すること。

・評議員会での承認前に徴取する場合には、「評議員会において選任された場合は、理事（監事）に就任する。」と記載すること。

（参考）評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会の関係

SDGs未来都市
こおりやま

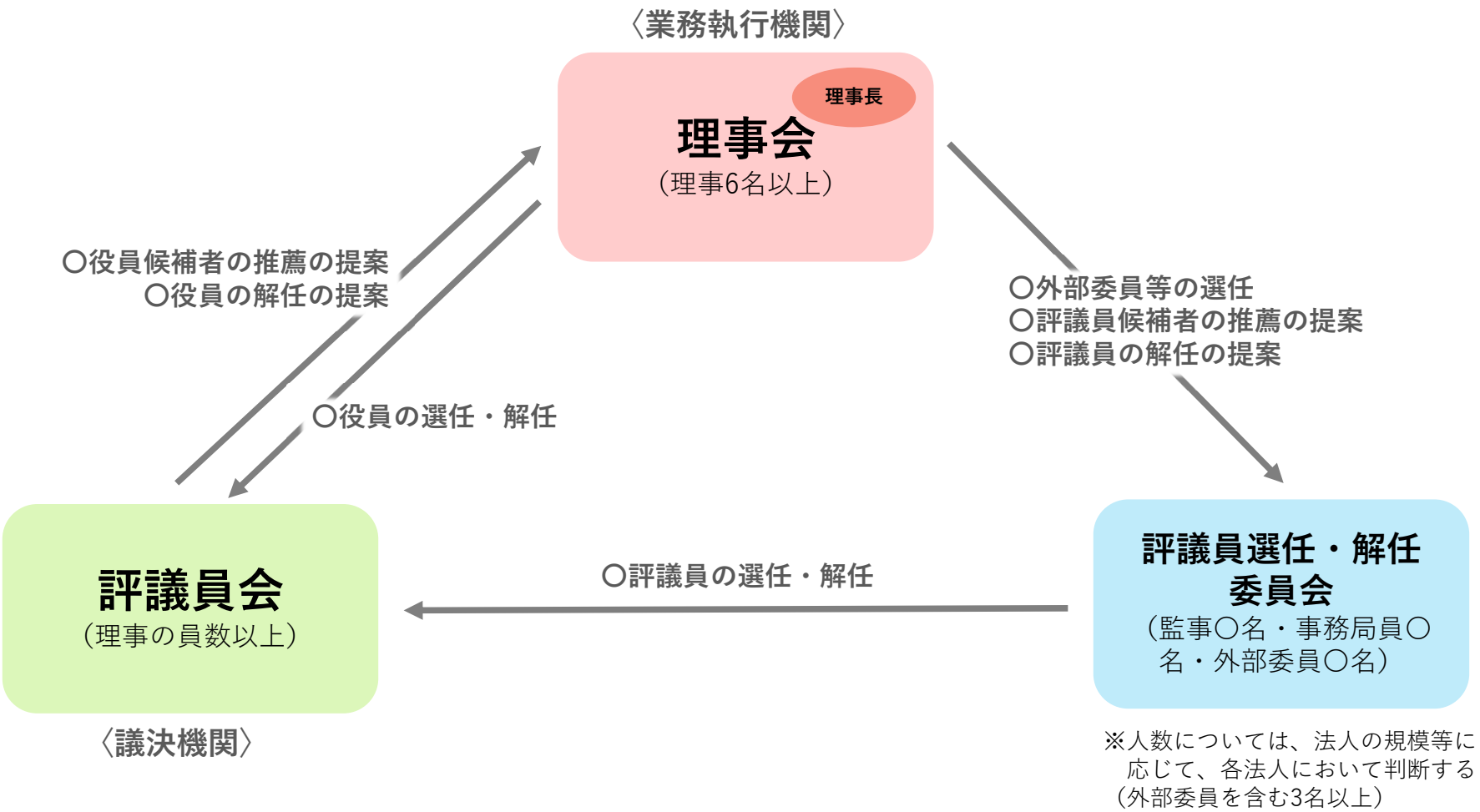

※人数については、法人の規模等に応じて、各法人において判断する（外部委員を含む3名以上）

※厚生労働省ウェブサイト「社会福祉法人制度改革について」より抜粋

【例：役員（理事・監事）選任の流れ】

役員候補者案の作成

（法人事務局）

→

理事会の招集

（理事長⇒理事・監事）

→

理事会の開催

（①役員候補者の推薦
②評議員会の開催）

↓

評議員会の招集通知

←

評議員会の開催

（役員選任）

←

①新任役員から就任承諾
②理事会開催

（理事長・業務執行理事の選任）

④ 役員候補者が欠格事由等に該当していないかどうかの確認について

【確認事項（書面での確認が必要）】

・欠格事由に該当していないか

・各評議員又は各役員と特殊の関係にないか

・暴力団員等の反社会的勢力の者でないか

【確認方法の例】

・履歴書＝兼職、賞罰、親族、他法人での役員経歴、資格・免許、他の理事との関係等

・誓約書（申立書）＝本人からの誓約書等により、欠格事由等に該当しない旨を確認

※ 再任の場合でも、兼職等の状況については確認が必要

※ 履歴書等の徴取日は、理事会等に候補者推薦議案を提出する前

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS
SDGs未来都市
こおりやま

【欠格事由】　（社会福祉法第40条第1項及び第44条第1項）

① 法人

② 精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者（※詳細については、次ページ参照）

③ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

④ ③に該当する者を除くほか、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

⑤ 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS
SDGs未来都市
こおりやま

●欠格事由②については、以下の通知等により取り扱うこと。

【厚生労働省課長通知】

例えば、法人の財産を管理・処分できない程度に判断能力等が欠けている者が該当する。

【指導監査ガイドライン】

②の確認方法としては、誓約書等により候補者本人にこれらの者に該当しないことの確認を行う方法で差し支えないが、必要に応じて法人の判断により医師の診断書等により確認することが考えられる。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS
SDGs未来都市
こおりやま

(3) 評議員会・理事会の招集手続きについて

・評議員会・理事会の日の１週間前までに、通知を発すること。

・評議員・理事及び監事の全員の同意があれば、招集手続きを省略して開催することができる。

・招集手続きを省略して開催する場合には、次のいずれかの方法で同意があったことを確認できるようにすること。

① 評議員・理事及び監事の全員から同意書を提出してもらう。

② 評議員会・理事会の議事録に同意があった旨を記載する。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS
SDGs未来都市
こおりやま

(4) 評議員会・理事会の議事録について

・評議員会・理事会議事録に記載すべき事項は全て網羅するようにすること。

【根拠法令】

評議員議事録 ： 社会福祉法施行規則第2条の15第3項

理事会議事録 ： 社会福祉法施行規則第2条の17第3項

・議事録への記名押印については、定款で定めたとおりとすること。

（理事会：理事長及び監事、評議員会：議長及び議事録署名人2名など）

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS
SDGs未来都市
こおりやま

(5) 理事長及び業務執行理事の職務の執行状況の報告について

理事長及び業務執行理事として選定された理事は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告すること。 ただし、定款で毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上その報告しなければならない旨を定めた場合には、例えば、5月の決算理事会と3月の予算理事会の年2回報告をすれば足りる。

・同一の会計年度の中では理事会の間隔が4か月を超えている必要があるが、会計年度をまたいだ場合、前回理事会から4か月を超える間隔が空いていなくても差し支えない。

・職務執行状況の報告については、報告の省略はできず、実際に開催される理事会において報告を行う必要があるが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止抑制を図る観点から、やむを得ず、当該報告を行うことが困難な場合には、次に実際に開催される理事会において報告を行うこと。

※ 令和5(2023)年2月28日付け厚生労働省通知参照

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS
SDGs未来都市
こおりやま

(6) 社会福祉法人会計基準省令に基づいた会計処理について

・ 附属明細書については、計算書類と数字が合致しているか、 必要な帳票が適切に出力されているか等を確認後、決算処理を行うこと。

・ 計算書類の注記について、適切に作成すること。

・ 寄附金品の受入れについて、寄附金品台帳を整備し、理事長の承認を得ること。

・ 固定資産を除却する際には、関係書類を作成し、理事長の承認を得ること。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS
SDGs未来都市
こおりやま

(7) 経理規程に基づいた契約事務について

・ 契約書の取り交し、請書の徴取について、経理規程に基づき行うこと。
(100万円を超える契約は契約書、それ以下でも重要な案件については請書の徴取が必要)

・ 随意契約とする場合、その理由を稟議書に記載すること。

※ ガイドライン、平成29(2017)年3月29日付け厚生労働省通知「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」や経理規程を確認し、適切な事務処理を行うこと。

3. 財務諸表等電子開示システムによる届出について

財務諸表等入力シート（2023年度版）をダウンロードの上、届出してください。

【システムの主な変更点】

①第一号第四様式の欄外に予備費の注記の記述が可能に

②財務諸表等入力シートで「別添（財産目録）」と「社会福祉充実残額算定シート」間における入力順序のチェックの追加

③入力シートのTOPページに表示されるメッセージの変更

④財務諸表等入力シートに、社員として所属する社会福祉連携推進法人がある場合の項目の追加

⑤附属明細書等届出書類について、個別にアップロードが可能に

⑥所轄庁より差し戻された場合、対象書類のみ届出が可能に

⑦社会福祉法人の現況報告書等情報検索の公開法人詳細情報画面に、所属する社会福祉連携推進法人の名称と参照リンクの追加

※「地域における公益的な取組」を実施している法人については、現況報告書へ漏れなく記載してください。

財務諸表等電子開示システムによる届出は、6月30日まで厳守でお願いします！！

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS
SDGs未来都市
こおりやま

4. 新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえた理事会・評議員会の開催について

理事会、評議員会については、以下のとおり取り扱うこと。

(1) 通常開催する場合

・令和5(2023)年5月8日より新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、2類相当から5類感染症に変更されたことを踏まえ、開催時期については、原則として法令及び定款の定めるとおりとするが、やむを得ない事情がある場合には、当該支障がなくなり次第、できる限り速やかに開催すること。
・基本的な感染予防対策の徹底すること。
・テレビ会議等（電話機のマイク及びスピーカー機能、インターネットの利用等）での開催も可能。

(2) 決議の省略（書面決議）による場合

・理事又は評議員全員から事前の同意の意思表示がされたときは、当該提案について理事会又は評議員会の決議があったこととみなされる。
・理事会については、定款に決議の省略についての定めがあることが必要。

※令和5(2023)年2月28日付け厚生労働省通知、令和2(2020)年3月3日付け福島県通知参照

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS
SDGs未来都市
こおりやま

5. 新型コロナウイルス感染症の予防及び感染拡大防止のための取組みについて

法人・施設の運営にあたっては、国・県・市からの各種通知等に基づき、感染予防及び感染拡大防止への取組みの徹底をお願いします。

- 感染予防の取組みの徹底
- 感染者等が発生した場合の取組みの徹底
- チェックリストの活用による自主点検の実施

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS
SDGs未来都市
こおりやま

【参考通知等：厚生労働省】

- 「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その２）（一部改正）」
  （令和2(2020)年10月15日厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）
  https://www.mhlw.go.jp/content/000683488.pdf
- 新型コロナウイルス感染症に関する厚生労働省ホームページ
  https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
- 社会福祉・雇用・労働に関する情報
  https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00110.html
- 介護事業所等向けの情報
  https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00089.html
- 障害福祉サービス等事業所向けの情報
  https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00097.html
- 保育所等向けの情報
  https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html
- 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト
  https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00145.html

【参考通知等：福島県】

- 高齢者施設等向けの情報
  https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21025c/koureifukushikacovid19oshirase.html
  ・ 新型コロナウイルス対応状況チェックリスト

- 障がい者施設向けの情報
  https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21035c/shougai-20200130.html
  ・ 新型コロナウイルス対応状況確認票

6. 社会福祉施設等における業務継続計画（ＢＣＰ）の策定について

社会福祉施設等においては、災害や新型コロナウイルス感染症等の感染症発生時においても、継続的なサービス提供が求められます。

そのような場合でも最低限のサービス提供が維持できるよう、業務継続計画（ＢＣＰ）を策定することが有効であることから、介護分野や障害福祉分野においては、運営基準の見直しにより、当該計画の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等が義務付けられましたので、令和5年度末（令和6(2024)年3月31日までに同計画を作成していただきますようお願いします。

また、児童福祉施設等についても、令和5(2023)年4月1日から計画の作成が努力義務とされましたので、厚生労働省のホームページに掲載されているガイドラインや、計画作成例を参考に作成くださいますようお願いします。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS
SDGs未来都市
こおりやま

【参考通知等】

- 社会福祉施設等における事業継続計画（BCP）の策定について
  （令和2(2020)年6月15日付け厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡）

- 社会福祉施設・事業所における新型インフルエンザ等発生時の業務継続ガイドラインなど
  https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108629.html

- 介護施設・事業所における業務継続計画（ＢＣＰ）作成支援に関する研修（動画）
  https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html

- 障害福祉サービス事業等における業務継続計画（ＢＣＰ）作成支援に関する研修（動画）
  https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00003.html

7. 社会福祉連携推進法人制度について

令和2(2020)年6月に公布された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」に基づき、令和4(2022)年度から、「社会福祉連携推進法人制度」が施行されました。

社会福祉連携推進法人は、社会福祉法人等が社員となり、福祉サービス事業者間の連携・協働を図るための取組等を行う新たな法人制度です。

※制度の概要については、次ページを参照

【参考情報：厚生労働省HPにおいて随時公表】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20378.html

【問い合わせ先】

郡山市保健福祉総務課　総務管理係　☎024-924-3822

社会福祉連携推進法人について

○社会福祉連携推進法人は、①社員の社会福祉に係る業務の連携を推進し、②地域における良質かつ適切な福祉サービスを提供するとともに、③社会福祉法人の経営基盤強化に資することを目的として、福祉サービス事業者間の連携方策の新たな選択肢として創設。
○2以上の社会福祉法人等の法人が社員として参画し、その創意工夫による多様な取組を通じて、社会福祉の充実、災害対応力の強化、福祉サービス事業に係る経営の効率化、人材の確保育成等を推進。
⇒社会福祉連携推進法人の設立により、**同じ目的意識を持つ法人が個々の自主性を保ちながら連携し、規模の大きさを活かした法人運営が可能**となる。

社会福祉連携推進法人（一般社団法人を認定）

理事会
（理事6名以上・監事2名以上）

※代表理事1名を選出
※理事及び幹事の要件は社会福祉法人と同水準

法人の業務を執行 →
← 法人の業務を執行

社員総会
（法人運営に係る重要事項の議決機関）

※原則1社員1議決権
※議決権の過半数は、社会福祉法人ある社員が持つ
※不当に差別的な取り扱いをしないなど、一定の要件を満たす場合であって、社員間の合意に基づき、定款に定める場合は異なる取り扱いも可能

事業計画等への意見具申や事業の評価
（社員総会・理事会は意見を尊重）
← 事業計画等への意見具申や事業の評価

社会福祉連携推進評議会
（3名以上）

※社会福祉連携推進区域の福祉の状況の声を反映できる者を必ず入れる
業務に応じて、福祉サービス利用者団体、経営者団体、学識有識者等から構成

【法人運営のポイント】
○**社会福祉連携推進区域**(業務の実施地域。実施地域の範囲に制約なし)を定め、**社会福祉連携推進方針**(区域内の連携推進のための方針)を決定・公表
○**社会福祉連携推進業務**の実施(以下の6業務の中から全部又は一部を選択して実施)
○上記以外の業務の実施は、社会福祉連携推進業務の実施に支障のない範囲で実施可(社会福祉事業や同様の事業は実施不可)
○社員からの**会費、業務委託費等**による業務運営(業務を遂行するための寄附の受付も可)
○社員である法人の業務に支障がない範囲で、**職員の兼務や設備の兼用可**(業務を遂行するための財産の保有も可)

①地域福祉支援業務	②災害時支援業務	③経営支援業務	④貸付業務	⑤人材確保業務	⑥物資等供給業務
・地域貢献事業の企画・立案 ・地域ニーズ調査の実施 ・事業実施に向けたノウハウ提供　等	・応急物資の備蓄・提供 ・被災施設利用者の移送 ・避難訓練 ・BCP策定支援　等	・経営コンサルティング ・財務状況の分析・助言 ・事務処理代行　等 ※介護職種に係る技能実習の監理団体は、経営支援業務をとして行う	・社会福祉法人である社員に対する資金の貸付け ※貸付け毎に所轄庁の認定が必要 ※貸付け原資の提供は、原資提供社員(社会福祉法人)の直近3ヵ年度本部拠点の事業活動計算書における当期活動増減差額平均額が上限 ※貸付け原資は、社会福祉充実財産の控除対象財産とはならない	・採用・募集の共同実施 ・人事交流の調整 ・研修の共同実施 ・現場実等の調整　等	・紙おむつやマスク等の物資の一括調達 ・給食の供給　等

会費等を支払い、社員として参画、社員総会において議決権を行使

社会福祉連携推進業務等を通じた便益を享受

【社員として参画できる法人の範囲】　※2以上の法人が参画し、参画する社員の過半数は社会福祉法人であることが必要

- 社会福祉法人
- 社会福祉事業を経営する法人
- 社会福祉を目的とする公益事業を経営する法人
- 社会福祉事業等に従事する者の養成機関を経営する法人

※各法人は、複数の社会福祉連携推進法人に参画することが可能

認定・指導監督 ←

所轄庁（都道府県知事、市長（区長）、指定都市の長、厚生労働大臣のいずれか）

8. その他（各種情報）

(1) 厚生労働省社会福祉法人制度について （随時メールにて送付）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/shakai-fukushi-houjin-seido/index.html

【関係法令・通知】

＜設立認可・法人運営関係＞

- 社会福祉法人の認可について（最終改正：令和2(2020)年12月25日）
- 社会福祉法人の設立・運営に係る手続きにおける押印の廃止について（令和2(2020)年12月25日事務連絡）

＜社会福祉法人会計基準関係＞

・社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて
（最終改正：令和3(2021)年11月12日）

＜法人指導監査関係＞

・社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について(最終改正：令和4(2022)年3月1日)

(2)「働き方改革」について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html

・各種リーフレット
36協定記載例（様式変更）・時間外労働の上限規制・年次有給休暇5日取得 等

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS
SDGs未来都市
こおりやま

(3) 育児・介護休業法の改正について（令和4(2022)年4月1日から段階的に施行）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html

・雇用環境整備、個別の周知、意向確認の措置の義務化
・有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和
・産後パパ育休（出生時育児休業）の創設
・育児休業の分割取得
・育児休業取得状況の公表の義務化

(4) 職場におけるハラスメント防止対策について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html

・パワーハラスメント対策の義務化
・セクシュアルハラスメント等の防止対策の強化